

	<p>発行所 岡山県神社庁 教化委員会 広報部会</p> <p>〒703-8222 岡山市中区奥市3-22 TEL 086-270-2122 FAX 086-270-2123 https://www.okayama-jinchou.or.jp/</p>	<p>祝祭日には国旗 を掲げましょう</p>
--	---	----------------------------



第六十回 岡山県神社関係者大会

開催される

教化委員会 広報部会 田井 一郎

令和五年四月十九日岡山国際ホテル（岡山市中区）に於いて、岡山県神社関係者大会が開催されました。

県神社庁（藤山知之進庁長）と県神社総代会（中島博会長）の共催により県内の神職及び総代等約五百人が参集しました。新型コロナウイルス感染症も抑えられている傾向にあり二年ぶりに執り行われました。



第一部の「物故者慰霊祭」では、神社関係者大会六十回の節目にあたり、この間に亡くなられた岡山県内の神社関係者全ての御霊を御慰めするため、斎主を藤山庁長が務め斎行されました。

第二部「式典」は、藤山庁長の先導による国旗儀礼、神宮遙拝を行い、国歌斉唱、岡山県神道青年協議会湯浅迪彦会長の先導による『敬神生活の綱領』の唱和、続いて藤山庁長の式辞では、神社関係者大会が六十回を迎えられたことへの感謝と更なる斯道の発展の決意を述べられ、中島総代会会長が併せて式辞を述べられました。続く表彰では、表彰規程第二条一号（神職）十四名・規程第二条二号（役員・総代）五十六名・規程第三条（役員・総代）六名に表彰状と記念品の授与が行われました。来賓を代表して神社本庁鷹司尚武総理、神宮大宮司御名代である久田哲也禰官がそれぞれ祝辞を述べられました。続いて祝電披露後、被表彰者

を代表して木鍋八幡宮 高原家直宮 司が謝辞を述べられました。続いて初任神職 辞令交付が行われ、令和三年四月から大会当日までの間に任用された神職十七名のうち、当日出席の五名に対して藤山庁長



から辞令が手渡されました。そして山口県神社庁真庭宗雄庁長の先導による聖寿万歳三唱、藤山庁長による国旗儀礼で式典が終了しました。

第三部の「講演会」は、元航空自衛隊空将の織田邦男氏による『ウクライナ戦争の教訓と日本の課題』と題し、講演が行われました。織田氏は昭和四十九年防衛大学校を卒業後、航空自衛隊に入隊されました。さらに、米空軍大学留学、スタ

ンフォード大学客員研究員、航空幕僚監部防衛部長、航空支援集団司令官等を歴任され、平成二十一年自衛隊を退職されました。現在は織田コンサルタント代表、麗澤大学特別教授を務められています。今回の講演



では、日本の安全保障についてウクライナを鑑み見解を説かれました。以下講演内容を抜粋して掲載します。

ウクライナ戦争から何を読み取れるかということ、ウクライナ戦争を我々は対岸の火事と思っていたら大間違いです。ロシアによるウクライナ侵攻から一年。ウクライナ侵略戦争で見たことからお話しします。先ずは常任理事国です。常任理事国が核をちらつかせながら侵略戦争をすれば誰も止められないということなのです。国連は全く無力です、安保理がロシア非難決議をやるうとしたら、これは拒否権で採択できず。国連総会はどうか、国連総会というの

は決議しても強制力が無いのです。無いけれども国連決議やりました。対ロシア難決議一九三か国中一四一か国です。制裁に参加しているのは三七か国なのです。開戦の十日前にゼレンスキー大統領は「我々は、平和を指す全ての問題に交渉のみで対処することを望んでいる」つまり、外交で解決すると云っているのです。これは、平和ぼけている日本人と一緒にいるのです。全く即応体制をとっていなかった。この攻撃が起きて日本はどのように対応したか、ウクライナにロシアが攻め込んだ、日本政府は「あっ、そう」ですから。安全保障会議は四日後です。日本の脳天気さ。これは、軍備がわからない人ばかりになれば、全く他人事になってしまふ。

我々が教訓としなきゃいけないのは、日本は国際法とか覚書とか国際条約を世界一遵守します。朴訥に。素晴らしいことだとは思いますが、国際法や覚書とかは簡単に反故されるといふ、そういう現実を頭に入れとかなければならない。一九九一年にソ連が崩壊し、ウクライナは独立しました。その独立した時にウクライナは国内に核弾頭を持って

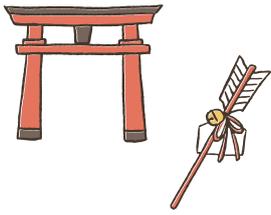
た。常任理事国は核兵器を撤去したら我々が主権と領土の一体性を保障すると『ブタペスト覚書』を結ぶ。五大常任理事国、つまり国連がウクライナの領土と一体性と主権を保障した訳です。ここで、ウクライナは軍縮をした。攻撃兵器全部・核弾頭はスクラップにした。二〇一四年クリミア半島併合。ロシアによってクリミア半島が併合された。『ブタペスト覚書』領土の一体性を保証すると結んでいるロシアが破った。これが現実です。二〇一四年、ウクライナはクリミア半島を三週間で盗られたのです。その時にヨーロッパは、ほとんど支援しなかった。何故なら、戦わなかったから。今回は、血みどろになって自分の国を侵略から守るために戦っている。だから、NATO諸国は支援している。

ウクライナは、専守防衛です。専守防衛というのは、本土防衛戦です。だから、国民が傷付くことを前提にしている。意外と専守防衛の意味が理解されていない。専守というのを守るだけで攻撃しないのか。違うのですね。これは、相手から攻撃を受けた時には、初めて立ち上がる。こちらから立ち上がることはしない。

つまり、侵略戦争しないということ。専守防衛というのは、国土が戦場になる。だから、国民に被害が出ることを前提にした政策なのでですね。それは、国民に被害がでることを前提にした政策としてあり得ないのです。ということは、絶対に戦争を起ささない。専守防衛というのを政策にするには絶対に戦争を起さないと。戦争を絶対抑止するということ。戦争を理屈が合わない。じゃあ抑止するには、強力な軍事力でもって外交でもって解決する。抑止への投資は躊躇するな。つまり、独裁者が、これを与し易いと思ったらウクライナをプーチン大統領が攻めたように戦争を起さすことになる訳です。戦争を起ささないためには、我々は侵略戦争をしたら死ぬまで戦うぞ、とんでもないことになるぞという実力を持たなければいけない。この実力が抑止力なのです、だから抑止力へ、それは五十兆円でも、六十兆円でも戦争が起きなかつたらそっちの方が良いし本当に安い訳です。抑止は、絶対効かさなければならぬ。先に攻め

ることはないから。専守防衛ですから。これが、ウクライナ侵略戦争の教訓じゃないですか。我が国への侵略が起きた場合、自分が自分を守る。守る責任を持ってください。自分の国は自分で守り抜ける防衛力は持つ。安全保障というのは、国がやってくれるものでも、アメリカがやってくれるものでもない。国民一人ひとりが安全保障の思考をもって頑張っていかなきゃいけないということ。わかっていただければありがたいです。





- 神社本庁評議員会報告
(太田浩司評議員)
- 令和四年度岡山県神社
庁事業報告
総務、財務、教化、祭
祀、研修企画、渉外
- 議案第一号 令和五年
度岡山県神社庁一般会
計歳入歳出予算案
原案の通り決議。

議事



**令和五年
定例協議員会 (議事報告)**

令和五年六月二十三日 (金)
於 岡山県神社庁講堂
出席協議員 三十二名

令和 4 年度 岡山県神社庁規程表彰該当者

神職の部

表彰種別	支部	奉務神社	役職	氏名	支部	奉務神社	役職	氏名	支部	奉務神社	役職	氏名
二条一号	岡山	八幡神社	宮司	田井 一郎	御津	吉備津彦神社	権禰宜	丹原亜由美	新見	天王八幡神社	宮司	松本 敏文
	岡山	御前神社	宮司	佐藤 和也	東備	正八幡宮	宮司	新庄 英明	新見	青木八幡神社	宮司	勢村 健志
	津山	勝部神社	宮司	松岡多衣子	久米道西大	木鍋八幡宮	宮司	高原 家直	真庭	八幡神社	権禰宜	黒田 弘美
	津山	中山神社	権禰宜	湯浅 迪彦	高梁	天神社	宮司	大塚 郁夫	久米	貫布禰神社	禰宜	柳 宏人
	津山	徳守神社	禰宜	三星 陽山	新見	八幡神社	宮司	柴田 昭彦				

責任役員・総代の部

表彰種別	支部	奉務神社	役職	氏名	支部	奉務神社	役職	氏名	支部	奉務神社	役職	氏名
二条二号	岡山	岡山神社	総代	岸本 俊男	玉島浅口	八幡神社	責任役員	赤澤 恒夫	井笠	穴尾八幡神社	総代	三宅 弘士
	岡山	天満宮	総代	小林 一実	玉島浅口	七神社	総代	小林 生男	吉備	西園神社	責任役員	田村 博司
	岡山	天鴨神社	総代	原 三郎	玉島浅口	安倉八幡神社	責任役員	岡田 巧磨	吉備	阿宗神社	責任役員	笹井 静
	岡山	御前神社	責任役員	内田 栄二	御津	神社	責任役員	大森 茂	吉備	總社	総代	小倉 克美
	倉敷郡窪	春日神社	責任役員	難波 光雄	御津	山野神社	責任役員	日野 昭男	川上	虹八幡神社	総代	川上 真市
	倉敷郡窪	鶴崎神社	責任役員	大森 茂	御津	八幡宮	責任役員	瀧村 英則	川上	川中神社	責任役員	芳賀 本平
	津山	徳守神社	総代	小川 宏	御津	天神宮	責任役員	赤木 斉	川上	八幡神社	責任役員	大久保哲司
	津山	高野神社	総代	宗元 正次	久米道西大	八幡宮	責任役員	柴田 憲	川上	天満神社	総代	三宅 実
	津山	高富神社	責任役員	辻 与士郎	久米道西大	八幡宮	責任役員	松本 浩司	新見	八幡神社	責任役員	藤森 博文
	津山	佐良神社	責任役員	田淵 潔	久米道西大	殿上西神社	総代	武内 宣夫	美作	吉野神社	責任役員	井戸 賢一
	児島	新庄八幡宮	総代	黒明 輝雄	久米道西大	中山八幡宮	責任役員	山田 耕市	美作	吉野神社	責任役員	岸本 保正
	児島	新庄八幡宮	総代	嘉良戸恒男	久米道西大	北居都神社	総代	目黒 三芳	美作	鷲神社	責任役員	赤堀 政宣
	児島	藤田神社	責任役員	三宅 秀俊	井笠	神島神社	責任役員	岩井 寛彰	美作	林野神社	責任役員	杉山 旭
	児島	鴻八幡宮	総代	吹本 秀樹	井笠	島神社	責任役員	山下 正敏	美作	高麗神社	責任役員	難波 政男
	児島	鴻八幡宮	総代	清板 祝士	井笠	木野山神社	責任役員	妹尾 肇	久米	錦織神社	責任役員	河村 豊夫
	玉島浅口	戸島神社	総代	板野 敏夫	井笠	明鏡神社	責任役員	三宅 誠	久米	諏訪神社	責任役員	松坂 浩一
	玉島浅口	戸島神社	責任役員	猪木 源三	井笠	磐裂神社	総代	古川真太郎	久米	志呂神社	総代	熊部 徹男
	玉島浅口	神前神社	総代	難波 章	井笠	山神社	総代	長谷川 清	久米	志呂神社	責任役員	林 生太郎
	玉島浅口	神前神社	総代	畑野 潤吉	井笠	山神社	責任役員	岡本 桂吾				

三条	岡山	深田神社	責任役員	竹田 幸弘	玉島浅口	戸神社	責任役員	森永洋吉郎	久米道西大	牛窓神社	責任役員	竹村 正
	児島	新庄八幡宮	責任役員	松本 家勝	御津	八幡宮	責任役員	三ノ上一郎	久米	志呂神社	責任役員	地頭代紘史

令和5年度 岡山県神社庁

一般会計歳入歳出予算書

(令和5年7月1日~令和6年6月30日)

歳入総額 149,487,593円

歳出総額 149,487,593円

歳入の部

(単位:円)

Table with 4 columns: 科目, 予算額, 前年度予算額, 増減(△). Rows include I 神饌及幣帛料, II 財産収入, III 負担金, IV 交付金, V 寄付金, VI 諸収入, VII 繰入金, and summary rows for current, previous, and total.

歳出の部

(単位:円)

Table with 4 columns: 科目, 予算額, 前年度予算額, 増減(△). Rows include I 幣帛料, II 神事費, III 事務局費, IV 渉外費, V 神宮神徳宣揚費交付金, VI 大麻頒布事業関係費, VII 予備費, and summary rows for current, previous, and total.

Detailed table with 4 columns: 科目, 予算額, 前年度予算額, 増減(△). Rows include IV 指導奨励費, V 各種積立金, VI 神社関係者大会費, VII 負担金, VIII 渉外費, IX 神宮神徳宣揚費交付金, X 大麻頒布事業関係費, XI 予備費, and summary rows for current, previous, and total.

*款内流用を認める

*増減(△)は、予算額が前年度予算に比して減額である場合△で表示する。

多様化する授与品を考える

教化委員会 広報部会 三谷真之

昨今、各神社の社頭で頒布される授与品は、過去に比べ非常に多様化してきた。この要因について考察してみたいと思う。

まず、『神道辞典』の「神札・守札」の項目には以下のような記述がある。

「神札は護符の一種で、神社で発行し、神霊またはその超自然力を示す象徴物などを木、紙、金属片などに記した(書いたり刷ったり)もの。(中略)守札も護符の一種であるが、携行可能な御札をいい、通常、錦などの美麗な布製の袋(守袋)ごとに頒布されている。神札と同様紙、木、金属などのものがある。」

◆授与品の多様化

現在でも、神社で頒布する御守は守袋に内符を入れたものが主流である。しかし、昨今では従来のものとは異なる形状や用途の授与品が頒布されているのを目にする機会が増え

た。私見だが、近年の授与品の多様化は大きく三つに分類されると考えている。

①素材の変化

従来は布製や木製が大半であったが、現在ではアクリル樹脂製やプラスチック製、金属製なども多く見られるようになってきた。

②携行方法の変化

従来型の御守は「守袋」であったので、携行方法は、「身に付ける」「カバンに入れる」という案内をしていた。しかし近年では、「腕に巻く」「電子機器に接続する」「家の中に置く」という携行方法のものも登場している。

③奉製形態の変化

従来はいわゆる「授与品業者」と呼ばれる社寺専用の業者が奉製を担当するのが常であった。しかし、昨今では他業種が参入している場合も多く、同業種・他業種を問わず「コラボ授与品」「コラボ御朱印」という物も増えてきている。

◆SNSの普及

では、なぜ最近になって旧来では見られないような授与品が爆発的に増えたのであろうか。これには「SNSの普及」と「御朱印ブーム」という二つの大きな要因が、相互に交わり合い形成されていると思う。

まず、「SNSの普及」であるが、ここ十年でフェイスブック、ツイッター、インスタグラムに代表される「SNS(ソーシャルネットワークキングサービス)」が爆発的に普及した。これは、インターネット上で、個人同士をつなぐサービスの総称であり、公式アカウントを開設して、参拝者向けの広報活動を行っている神社も増えてきている。

また、利用者同士の交流も盛んであり、神社の社殿や境内、授与品の画像を掲載している参拝者も多い。一時期、「インスタ映え」という言葉が話題になったように、SNS利用者には「見た目」や「話題性」を重視している傾向が強いと思われる。

私見になるが、それら利用者に合わせ、神社側も授与品に「見た目」や「話題性」を求める傾向が強まっ

たのではないかと考えている。デザイン性や話題性に富んだ授与品を奉製することで、SNS利用者は無償で神社の広報活動に協力してくれ、さらに神社の周知や参拝者の増加にもつながるからである。

◆御朱印ブーム

次の「御朱印ブーム」であるが、これは、御朱印を求める参拝者が、令和改元を境に飛躍的に増加した事例が挙げられる。いわゆる「御朱印ブーム」は前述のSNSとも相性が良く、十年前では考えられないほど増加した。このため、神社に参拝する層も大きく様変わりし、従来の参拝者層に比べ若年層の比率が増加傾向にあると考えられる。

これらを総合的に考えると、年々多様な種類が出てくる御朱印も然ることながら、同様に授与品も、その傾向との相関性を見ることができると思う。これにより、従来のいわゆる「授与品業者」だけではなく、「御朱印や授与品は稼げる」と感じた他業種の参入障壁が低くなった、もしくは無くなったと見るのが妥当ではないだろうか。その結果として、授

与品にも、従来では見られなかった多様なものが出てきたのではないかと考えている。

◆どこまで許容されるのか

ここまで授与品が多様化した理由を推察してきたが、結論として「授与品の多様化はどこまで許容されるのか」という論点も必要になってくると思う。

まず神社本庁が示している授与品の取扱いによれば、以下のようにある。

(一) 授与品には、祈願を行うなど信仰上の儀式を徹底すること。

(二) 授与品の形態、紋様、図柄、文字について、神社との関係（特殊性、縁起性、縁由）等を説明できるようにし、一般物販販売業者の物品と同質のものとの解釈されないようにすること。

(三) 神社の尊厳を損なうようなものについては、厳に取扱いを慎むこと。

○社頭頒布品における税務対応と授与品の御取扱いについて
(平成十一年七月六日付総神発第一〇六〇号) から抜粋
一、凡そ神社社頭で頒布される神符・守札または縁起物といわれる干支や土鈴等の授与品は、単なる装飾品や置物ではない。よって左の点に留意し、これらの社頭授与品が信仰上の対象であることを明白にすること。

これを見てみると、特に(三)に関しては、明確な線引きは不可能であり、それぞれの神職の解釈によると思われる。神職それぞれに可否判断の尺度があり、これはこれまでの人生経験、神職としての奉務経験によるところが大きいと思う。

また、我々神職は神社の維持運営に加えて自身の生活もある。参拝者の増加を考えるならば、様々な試行錯誤が必要となる。氏子数の減少や崇敬心の低下といった、昨今の神社界が直面している諸問題に対処するために、授与品の多様化を図ること

は、ある意味自然ともいえる。しかし、多様化には際限がなく更なる助長につながるおそれがある。そうなる授与品の持つ本来の価値を神職自身が下げかねない行為となる。神社の尊厳を考えると本当にそれでいいのだろうか。崇敬心がある方にまで「神社が金儲けに走っている」「奇抜なことばかりしている」と思われることは、誤解・不信を招き、心が離れていくといった、良く

ない結果となる可能性がある。その点については、聖と俗のバランス感覚が重要になってくる。

最後に、授与品を奉製し、取扱う神職の姿勢や思考が「一般物販販売業者の物品と同質のもの」「神社の尊厳を損なうようなもの」になっていないか、短絡的・即物的な考え方に陥っていないか、充分に留意する必要があると思う。

◆岡山県神社庁ホームページの周知

～本号八・九ページ活用をお願いします～

「神社庁のホームページを見て連絡しました。」とご祈祷の申し込みがあると最近よく聞くようになりました。

一方、神社庁へ「氏神社がどこなのか」との問い合わせも未だ相当数あるそうです。またホームページを見ても氏神社の検索の仕方が分からなかったという意見も多くあるようです。

そこで、この庁報を利用して「神社検索の方法」の説明を掲載したいと考えました。また関連して「神社ギャラリー」への投稿は一般の方でも可能です。多くの方に写真を投稿していただき、県内神社の

魅力を発信していければと投稿の方法も掲載しました。

そして、できれば八・九ページをコピーして神社や町内会(区)の掲示板に貼り出したり、回覧板を利用することで、まず岡山県神社庁にホームページが在ることを多くの方に知っていただきたいと思えます。

県内どの神社にお参りしても同じものが貼ってあることは大きな広報になることだと思います。神職・総代の皆様には、趣旨をご理解いただきまして、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

岡山県神社庁のホームページは、神社庁からの最新情報を始め、一般の方が参加できる行事や神社に関わる貴重な情報を発信しております。また、神社ギャラリーの閲覧投稿や県内神社の検索もできます。

特に、「**神社ギャラリー**」はホームページから直接投稿ができたり、「**神社検索**」は自分の氏神神社がどこなのか検索することもできます。

是非、岡山県神社庁ホームページをご活用ください。



スマートフォン、
タブレット端末で
読み込む〔QRコード〕



神社ギャラリー 過去の投稿写真の一部

神社ギャラリーの投稿方法

神社の風景をご紹介します。また、写真を投稿いただくこともできます。

県内神社のお祭りや四季折々の風景など、それぞれの神社の特色や魅力がご覧いただけます。
ご自身の氏神神社の投稿はないでしょうか。皆様の投稿をお待ちしております。

トップページ

ここをクリック

神社ギャラリー

投稿はこちらから

神社の検索方法

県下1,612社 (注) を網羅！

ホームページから簡単に調べることができます。
氏神神社や参拝したい神社を検索してみましょう。

(注) 神社本庁包括神社令和 5 年 7 月 1 日現在

スマートフォン・タブレット端末の画面

トップページ



検索画面



入力欄

パソコンの画面

トップページ



検索画面



入力欄

入力欄に検索したい指定の文字を入れる

※「住所」とは神社の鎮座地、「氏子地域」は市区町村の後の字名を入力してください。



氏神神社へお参りしましょう



神宮大麻頒布推進事業の報告

課題を明確にし改善に取り組む

教化委員会 神宮奉賛部会 副部長 新井俊亮

令和四年度、神宮奉賛部会では神宮大麻頒布推進を目的として以下の三つの事業を行った。

それぞれの事業におけるアンケートやパフォーマンスの集計結果を左記の通り報告するので、参考にしていただけたら幸いである。

一、神棚無料頒布

神宮大麻をはじめ、氏神様の御札等をお祀りする宮形を無料で頒布することにより、大麻や御札の頒布数を上げようと平成三十年から始めた試みも、今年度で五年目を迎えることとなった。

県内各社にはポスター掲示のご協力をいただいたことに、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

令和四年度は十二月二十日から翌年一月二十日までの三十二日間を受付期間とし、総計五一六字の神棚を希望者へ謹呈した。

申し込みにあたり、簡単なアンケートへの回答をお願いしており、その集計結果を読み解くことにより大麻

頒布増加につなげていきたいと思う。

まずアンケートの設問は、性別・年代・神棚無料贈呈のポスターを見た場所・氏神様を知っているか否か・神棚の設置場所などを設定した。

①性別は男女比ほぼ半々であり、性別による差異は見られなかった(図1参照)。

②年代で見ると、若年層(四十歳まで)は二二%、高齢層(六十一歳以上)は一五%であったのに対し、その中間層(四十一〜六十歳)が六三%と高い割合であった(図2参照)。新たに家庭を持ち、新築した家に神棚を迎えたいという年代からは少し高い印象がある。おそらく厄年を迎え、厄除祈願を受けた御札をお祀りするのに神棚を所望されたのではないかと思われる。祈願札と共に神宮大麻をお祀りしてもらえよう、今後の啓発活動のターゲット層の絞り込みに有益な情報であるため、ぜひ活用していきたいと思う。

③ポスターを見た神社数の割合は、

備前地区が五%、備中地区が三%、美作地区が三%とあまり差がない。一方、神棚を頒布した数の割合は、備前地区が五九%、備中地区が二六%、美作地区が七%となつた(図3参照)。人口や年齢層に多少の影響があるのかもしれないが、都市部よりは地方の方が既に神棚を持つている世帯が多いことも影響して希望者数が少なかったものと思われる。また表には記載していないが、総計五一六字頒布のうち教化委員会事業部会主催の「しめ縄体験講座」の時に三八字の申し込みがあつた。

④氏神様の周知度はかなり高く、神棚祭祀をする意向があることから、神社に興味関心を持つていることが伺える(図4参照)。

⑤神棚を祀る場所は、リビングが四五%、和室が二四%、台所・寝室がそれぞれ一〇%と家庭祭祀が中心となることが伺えたが、注目したいのは事務所と答えた率が七%と意外と高く、企業に対する頒布啓発活動が今後有効になつてくる可能性が示された(図5参照)。

二、YouTube 広告

デジタルネイティブ世代への啓発

活動として、オンライン動画共有サービスの YouTube を利用し、年末年始にかけて CM 広告を活用した。内容は『おうちで伊勢参りしてみませんか』と題し、コロナ禍で参宮が叶わなくとも近くの神社でお伊勢さんの御札が受けられることを宣伝したもので、広告の最後には県神社庁ホームページ内にある神宮大麻サイトへのリンクを貼り付けた。

広告の表示回数三九・七万回に対し、最後まで視聴した数は二〇・二万回と、五一%近くの方へ動画に興味を持つて視聴してもらえた。

年代は十八〜二十四歳が四七%、二十五〜三十四歳が二三%、三十五〜四十四歳が三〇%と若年層の視聴が高かったが、ホームページを閲覧するまでに至つたのはそれぞれ三三%・一七%・五〇%と多寡が逆転した。やはり家庭を持ち、実際に御札をお祀りする年齢層でないと高い関心は示さないようだ(図6参照)。

曜日による視聴数の差異はほとんど見られなかったが、時間帯は十八時以降の夜間帯がもっとも多く、好きな動画を見る合間で視聴してもらえたようである。

YouTube 広告は配信する年齢層をはじめ、時間や曜日などの表

示設定が可能であるため、訴求する年齢層を明確にし、そのターゲット層がよく動画を視聴する時間帯にポイントを当てて配信することにより、より効果的な啓発活動ができるかもしれない。

三、神道青年協議会への助成

神宮大麻頒布一五〇周年を記念し、神道青年協議会では神道青年全国協議会との共催で、令和四年十二月七〜八日にかけて神宮写真展を開催した。本部会では例年神青協の神宮啓発活動への助成をしており、当事業においては希望する来場者へ簡易神棚を無料贈呈する形での協力をした。

贈呈した神棚数は来場者の二一％である三九宇であり、元から神社に興味関心のある層でも神棚祭祀をするに至っていない方々へ進呈することができ、今後の増頒布に期待したい。

今年度は今まで行ってきた活動をより良くするため、神棚贈呈ポスターのデザイン変更や、YouTube 広告でのキャッチフレーズをより参拝者に親しみでもらえるものを模索するなど、改善事項を見直し、神宮啓発ならびに大麻頒布推進に尽力していきたい。

図 1 年代・性別の地区別グラフ

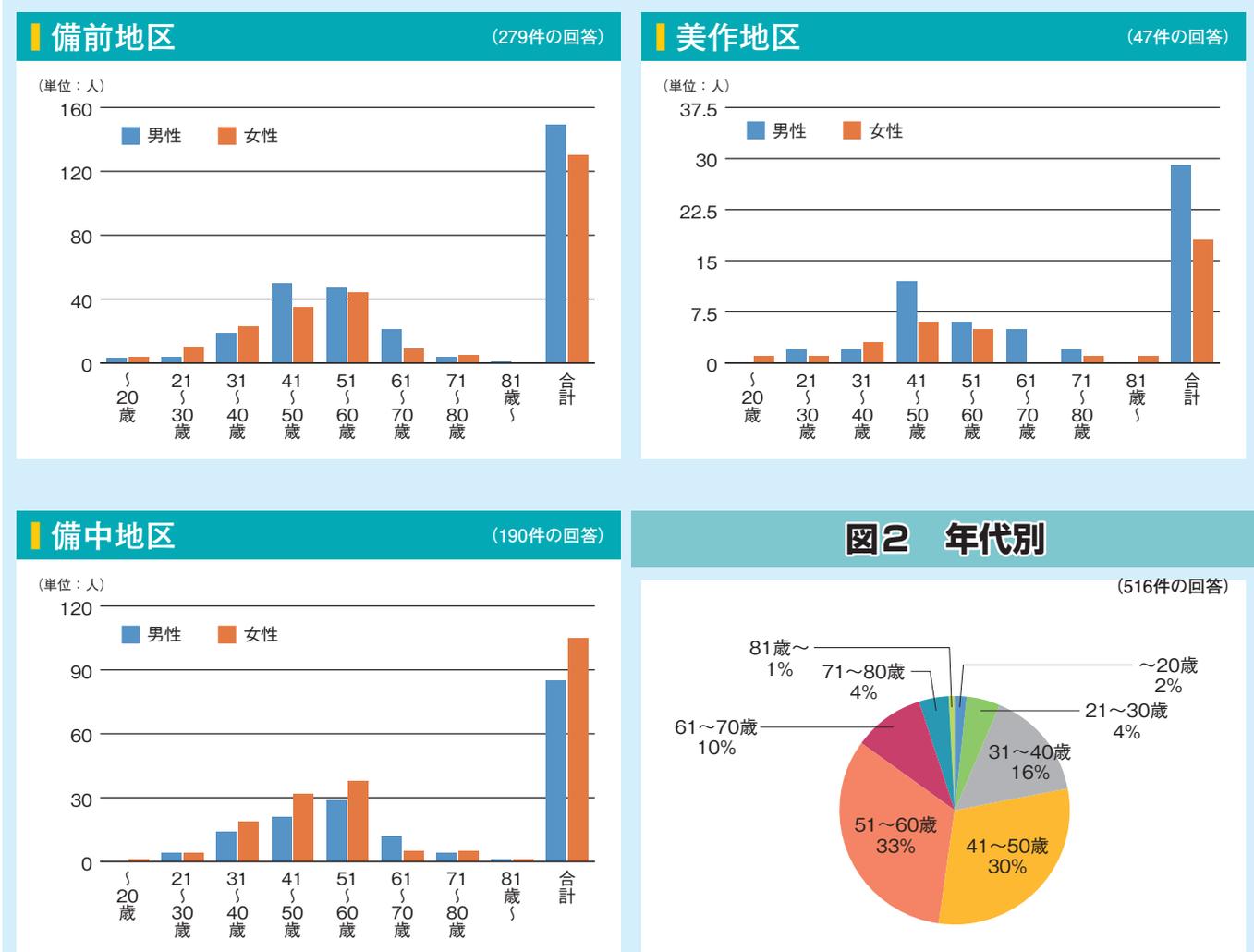


図 3 ポスターを見た神社と神棚頒布の割合

地区	神社数	ポスターを見た神社数	割合 (ポスターを見た神社数 / 地区神社数)	神棚頒布数	割合 (神棚地区頒布数 / 神棚総頒布数)
備前	550	29	5%	305	59%
備中	667	21	3%	136	26%
美作	395	12	3%	37	7%

図4 氏神様の周知度

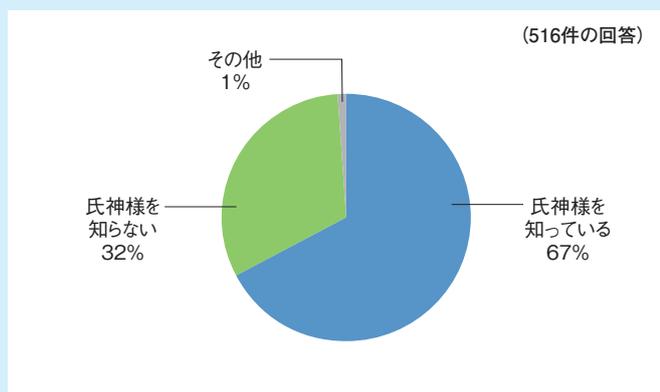


図5 神棚を祀る場所

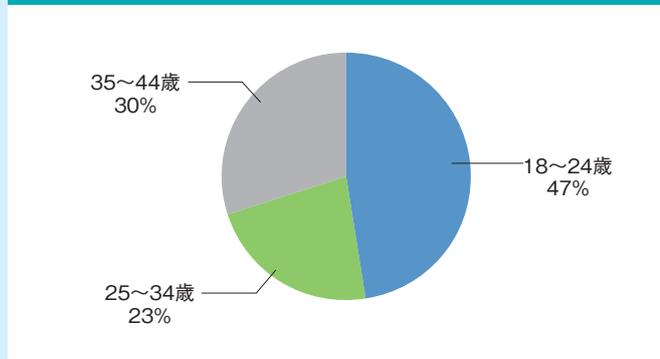
場所	数	割合
リビング	232	45%
和室	124	24%
台所	54	10.5%
寝室	53	10.3%
事務所	37	7.2%
店舗等	4	0.8%
玄関	4	0.8%
自室	2	0.4%
洗面所	2	0.4%
その他	4	0.8%
合計	516	100%

※四捨五入のため、合計は100%になりません。

図6 YouTube広告 視聴者年代

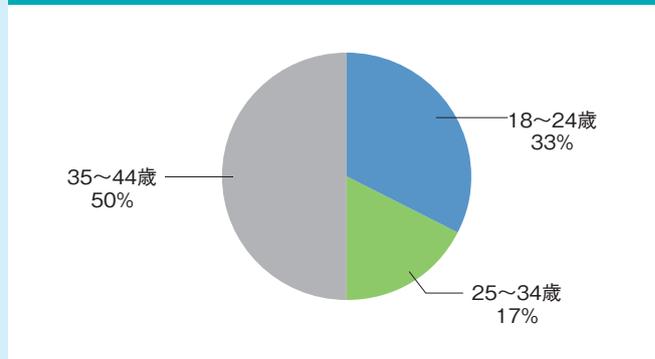
動画視聴数

(20万件の回答)



神宮大麻サイトを見た数

(40件の回答)



令和4年度 神宮大麻頒布支部別一覧

支部名	令和3年度			令和4年度頒布数							判定数				
	頒布数	判定数	申込数	大麻	中大麻	大大麻	頒布数	前年比	頒布率	申込数	前年度申込比	判定頒布数	前年比	頒布率	判定比率
01 岡山支部	8,059	8,206	9,300	8,303	150	78	8,531	472	22.64%	9,300	0	8,684	479	23.04%	1.018倍
02 倉敷郡窪支部	12,624	13,000	13,440	12,094	627	144	12,865	241	56.52%	13,478	38	13,323	323	58.53%	1.036倍
03 津山支部	8,752	8,964	9,370	8,800	241	93	9,134	382	45.11%	9,370	0	9,348	384	46.16%	1.023倍
04 児島支部	15,931	16,187	15,931	15,100	330	91	15,521	▲410	51.54%	15,621	▲310	15,777	▲410	52.39%	1.016倍
05 玉島浅口支部	14,693	15,063	15,700	13,896	429	153	14,478	▲215	76.70%	15,700	0	14,846	▲218	78.64%	1.025倍
06 御津支部	7,800	8,581	7,865	8,098	969	367	9,434	1,634	127.43%	9,538	1,673	10,286	1,705	138.94%	1.090倍
07 東備支部	7,617	7,641	8,750	7,465	33	9	7,507	▲110	39.60%	8,350	▲400	7,533	▲109	39.73%	1.003倍
08 邑久上道西大寺支部	6,310	6,609	6,633	5,415	430	113	5,958	▲352	54.10%	6,661	28	6,286	▲323	57.08%	1.055倍
09 井笠支部	14,452	15,261	15,930	12,908	908	359	14,175	▲277	57.04%	15,410	▲520	14,988	▲273	60.31%	1.057倍
10 吉備支部	10,605	10,841	10,620	10,223	319	52	10,594	▲11	69.86%	10,710	90	10,806	▲35	71.26%	1.020倍
11 高梁支部	7,165	7,361	7,260	6,975	270	54	7,299	134	93.64%	7,362	102	7,488	127	96.06%	1.026倍
12 川上支部	2,472	2,639	2,482	2,174	190	64	2,428	▲44	89.26%	2,464	▲18	2,587	▲52	95.11%	1.065倍
13 新見支部	6,293	7,300	6,293	4,392	1,586	175	6,153	▲140	78.76%	6,570	277	7,121	▲179	91.15%	1.157倍
14 真庭支部	7,547	7,711	8,160	7,352	136	93	7,581	34	74.45%	7,745	▲415	7,742	31	76.03%	1.021倍
15 美作支部	7,593	7,937	7,780	7,090	399	147	7,636	43	69.25%	7,790	10	7,983	46	72.39%	1.045倍
16 英北支部	1,513	1,580	1,836	1,328	101	16	1,445	▲68	80.14%	1,836	0	1,512	▲68	83.83%	1.046倍
17 久米支部	6,170	6,591	6,376	5,352	641	101	6,094	▲76	80.76%	6,244	▲132	6,516	▲76	86.34%	1.069倍
合計	145,596	151,469	153,726	136,965	7,759	2,109	146,833	1,237	57.36%	154,149	423	152,822	1,353	59.70%	1.041倍

※判定数 大麻頒布数を1倍、中大麻頒布数を1.5倍、大大麻頒布数を2倍とした数

小林やすひこの 神社法律相談

近年、県内神社も法律上のトラブルに巻き込まれ、弁護士に相談するケースが出てきていることから、小林裕彦弁護士に岡山県神社庁の顧問弁護士をお願いしています。

今回は小林弁護士に自治会等による神社関係費の徴収について説明していただきます。



岡山県神社庁 顧問 小林 裕彦

小林裕彦法律事務所

岡山市北区弓之町2番15号 弓之町シティセンタービル6階
TEL.086-225-0091 FAX.086-225-0092

自治会等による神社関係費の徴収

― 地域社会との良好な関係の

維持のために―

(相談)

当社に係る神社関係費については、当社が所在する町区の自治会が区費の一部として構成員から徴収しているところ、その徴収方法は、神社関係費の支出を一般会計とは区別しないまま一括して区費として徴収

するということになっているようです。そうしたところ、他の宗教を信仰している当該自治会の構成員から、自分は神社神道を信仰していないのに神社に関する支出を余儀なくされるようなことになっており、憲法における信教の自由との関係で問題ではないかという旨のことを主張されているようです。

このような徴収方法に関して問題はありませんでしょうか。

(回答)

一、自治会等による神社関係費の徴収と信教の自由との関係

神社関係費については、自治会等が構成員の方から徴収することが行われているものと存じます。そして、このことに関して反対する構成員の方がいなければ、構成員の方から徴収することについて大きな問題は生じないと考えられます。

もつとも、自治会等の構成員の中には、例えば別の宗教を信仰しており神社神道を信仰していない方がいることもあり得ると考えられます。そして、そのような構成員から、神社に関する費用について支出することに關して、信教の自由との関係で問題ではないか等と難色を示される

可能性も考えられ得るところです。

この点、信教の自由に係る憲法の規定は、行政機関ではない自治会とその構成員間のような私人間において直接適用されるものではないと考えられています。もつとも、信教の自由が憲法において保障されている関係上、私人間の関係においても、信教の自由について十分に尊重されるべきということになります。

御相談における自治会がどのような性格のものであるかにもよりますが、例えば、当該自治会がその町区における住民の百パーセント近い方が加入している等の理由から、当該自治会からの脱退の自由について実質的に大きく制限されているような状態になっており、そのような状態のもとで神社関係費の支出を一般会計とは区別しないまま一括して徴収しているような場合において、神社神道を信仰せず神社関係費の支出について承諾しない構成員からも徴収している場合には、当該徴収方法について、事実上、宗教上の行為への参加を強制するものであり、当該構成員の信教の自由を侵害するものであると判断されるリスクが考えられます。

二、自治会等が神社関係費を徴収する際にはどのようなことに注意するべき？

前述のようなリスクを考慮すると、まず、自治会等が神社関係費を構成員から徴収する際には、どのような趣旨のものとして何円を徴収しているかが明確になっているべきです。そのため、神社関係費の支出を一般会計とは区別しないまま一括して区費として徴収することは避け、例えば、神社関係費として処理する特別会計を自治会等において設けた上で、神社関係費として何円徴収するということを明示して徴収することが考えられます。

そして、神社関係費を徴収する際には、構成員の方からこのことに関する理解を得た上で行うようにする必要があります。

三、神社と地域社会との良好な関係を維持するために

神社の業務を円滑に運営していくためには、神社と地域社会との良好な関係を維持することが重要です。地域社会との関係で法的に問題が生じないか等に関してお悩みがある場合には、弁護士に御相談されることをお勧めします。

神職任免

就任発令の部

Table with 5 columns: 年月日, 鎮座地, 神社名, 本務職, 氏名. Lists 15 new appointments to various shrines across the region.

退任発令の部

Table with 5 columns: 年月日, 鎮座地, 神社名, 本務職, 氏名. Lists 15 resignations from various shrines across the region.

神職帰幽

Table with 5 columns: 年月日, 鎮座地, 神社名, 本務職, 氏名. Lists 4 cases of shinto priests returning to the afterlife.

職員退職

Table with 5 columns: 年月日, 鎮座地, 神社名, 本務職, 氏名. Lists 10 staff resignations from various shrine offices.

神社庁辞令

Table with 5 columns: 年月日, 機構名, 機構役職, 氏名. Lists 3 administrative orders from the shrine office.

庁 務 日 誌 抄

令和 4 年 12 月 1 日～令和 5 年 6 月 30 日

12月	
1日	月次祭
2日	DX会議（オンライン）
5日	祭祀舞部会
7日	神青協「神宮写真展」第1日目（能楽堂ホール）/同宗連役員会
8日	神青協「神宮写真展」第2日目（能楽堂ホール）
9日	神宮奉賛部会
13日	祭儀部会/事業部会（鶴崎神社）
16日	女子神職会清掃奉仕/ DX会議（オンライン）
22日	神青協総務部会

1月	
5日	年始祭
20日	女子神職会/ DX会議（オンライン）
23日	雅楽部会
24日	神政連幹事会
25日	役員会/身分選考表彰委員会/神宮奉賛部会
27日	同宗連役員会（ZOOM）/総務委員会
30日	研修企画室会議
31日	DX会議（オンライン）

2月	
1日	月次祭
6日	神宮奉賛部会/祭祀舞部会（いさお会館）
7日	女子神職会/事業部会
14日	DX会議（オンライン）
15日	中国地区神社庁連絡会議（山口県）第1日目/育成部会
16日	中国地区神社庁連絡会議（山口県）第2日目/神宮奉賛部会
22日	祭儀部会（いさお会館）
27日	総務委員会
28日	女子神職会

3月	
1日	月次祭/公開憲法フォーラム（広島県）
2日	広報部会
10日	神殿祭/祭祀舞部会
14日	女子神職会/ DX会議（オンライン）/事業部会
17日	神青協役員会
22日	二級上・二級辞令伝達式
27日	同宗連役員会/岡山県宗教者の会常任理事会/女子神職会/神宮奉賛部会
29日	祭儀部会
30日	身分選考表彰委員会

4月	
3日	月次祭/祭祀委員会
4日	神青協役員会
5日	祭祀委員会役員会
7日	伊勢神宮崇敬会岡山県本部役員会評議員会/関係者大会企画委員会
10日	神楽部監査会/神楽部役員会/神青協総会
11日	教化委員会役員会/総務委員会（ZOOM）
12日	教化委員会役員会
17日	育成部会
19日	岡山県神社関係者大会
25日	女子神職会
27日	総務委員会（ZOOM）/敬神婦人会監査会/敬神婦人会役員会

5月	
1日	月次祭及び新型コロナウイルス感染症流行衰勢奉告祭
8日	中国地区中堅神職研修会（乙）第1日目
9日	中国地区中堅神職研修会（乙）第2日目
10日	中国地区中堅神職研修会（乙）第3日目/同宗連記念事業企画会議
11日	中国地区中堅神職研修会（乙）第4日目/事業部会（鶴崎神社）
12日	中国地区中堅神職研修会（乙）第5日目
17日	支部長懇話会（倉敷都窪支部）1日目
18日	支部長懇話会（倉敷都窪支部）2日目/女子神職会
21日	神楽部総会（日名神楽交流館）
22日	祭祀舞部会
24日	事業部会
26日	雅楽研修会
30日	祭祀委員会役員会
31日	財務委員会

6月	
1日	月次祭
3日	初任神職研修会第1日目
4日	初任神職研修会第2日目
7日	中国地区女子神職研修会第1日目（岡山県）/二級辞令伝達式
8日	中国地区女子神職研修会第2日目（岡山県）/役員会/身分選考表彰委員会
12日	祭祀舞部会
13日	祭儀部会
17日	初任神職研修会第3日目
18日	初任神職研修会第4日目
23日	定例協議委員会
27日	神青協役員会/神青協清掃奉仕/広報部会（いさお会館）
29日	雅楽部会

退任挨拶

山田 容子

私事で恐縮ですが、令和五年三月三十一日をもって退職いたしました。
平成二十九年四月から六年間、皆様には色々ご指導いただき、本当にありがとうございました。
今後は皆様から学んだことを生かし、地元の兵庫県で精進して参ります。
皆様のご活躍とご健康を心よりお祈り申し上げます。

就任挨拶

松浦 愛実



このたび岡山県神社庁に録事として入庁いたしました松浦愛実と申します。
本務神社は水守神社で禰宜を務めております。
出身地は岡山県玉野市、得意なことは断捨離です。
私は少し人見知りですが、今だにすぐに緊張してしまっていますが毎日楽しくお仕事をさせていただいております。これからは、皆さまとの信頼を深め、岡山県神社庁と県内の神社の発展に貢献できるように、精一杯頑張ります。
慣れないことばかりで至らない点があるかもしれませんが、ご指導のほど、よろしくお願いたします。

トピックス

神話絵本第二作

『ヤマタノオロチ』完成



令和五年五月十一日に岡山県立図書館にて贈呈式が行われた。前作『あまのいわと』と同様に県下七十一の公共図書館へ配布された。

第四回巫女体験研修開催



令和五年五月二十一日に鶴崎神社（都窪郡早島町鎮座）にて開催された。実際の春祭に奉仕できたことは

貴重な体験となった。

雅楽鑑賞会



令和五年五月二十四日に赤磐市立山陽西小学校（山陽団地）にて開催された。全学年が体育館に集合。質疑応答では、雅楽や楽器の起源に対する質問が多く聞かれた。

雅楽研修会



令和五年五月二十六日に神社庁にて雅楽研修会が開催された。雅楽部員以外に参加は四名で、そのうち二名はほぼ初心者であった。祭典に於いての雅楽は教化のひとつにもなる。経験者はスキルアップ、未経験者には興味を持っていただけるよう

努め、今後も毎年開催を予定している。

初任神職研修会



令和五年六月三・四日と十七・十八日の四日間、神社庁にて開催され二十四名が受講した。これからも多くの研修会に参加して研鑽を積んでいただきたい。

閉庁のお知らせ

令和五年八月十五日
令和五年十一月七日～八日
令和五年十二月二十九日
～令和六年一月四日（年末年始）
（中国地区神社庁職員研修）

あとがき

広報部会は、庁報・ホームページを通して各神社の隆昌につながる活動を推進していきたいと思っております。
広報部会 副部長 石井宏尚